第

1735

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 2月 1日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 「アンミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 名義株と同族会社の判定

**Q**:当社の株主名簿に登載されている株主には、いわゆる名義株主がいます。

ところで、同族会社に該当するかどうかの 判定をする際、名義株主がいる場合はどうす ればよいのでしょうか。

A: 名義株主ではなく真実の株主を基礎に して同族会社の判定を行います。

## 【解説】

名義株とは、他人の名義を借りて株式を引き受け、払込みは実際の出資者本人が行った株式をいいます。現在では、会社を設立するのに必要な発起人は1名でよいことになっていますが、以前は株式会社の場合7人以上の発起人が必要でした。そのため、中小企業を中心に名目的な発起人(名義株主)が生まれ、現在もこれが整理されずに会社の株主名簿に残ったままになっているケースがあります。

ところで、同族会社に該当するかどうかは、 株主名簿に記載されている株主により判定す ることになりますが、その株主が単なる名義 株主であって、その名義株主以外の者が実際 の権利者である場合には、その実際の権利者 をもって株主とすることになります。これは、 名義株を放置することにより、同族会社としての課税が回避される等、弊害も少なくない ため、株主名簿だけでなく、その実際の株主 を追及して適正公平な課税関係を実現するためです。

ご質問の場合も、名義株主ではなく真実の 株主を基礎にして同族会社の判定を行うこと になります。







